

## 実質化された経営再開マスタープラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日(8回目)	更新年月日(7回目)
八戸市	南浜・美保野地区 (赤坂、第1ホロキ長根、第2ホロキ長根、湊中道、下中道、浜須賀、汐越一部、汐越二部、上の山、館鼻、大沢片平、第三三島、第一三島、三島、三島上、新町通、第一新町通、第二新町通、第二本町、第三本町、第一本町、小学校通、清水川、下夕通、第二人形沢、第一砂森、第一人形沢、大久保、町畑、美保野、金吹沢、第三二子石、末広町、第二砂森、二子石本町、東町、本町、弁天町、燕島町、大平町、白浜、種差、棚久保、法師浜、大久喜、金浜)	令和6年3月	令和4年3月

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積(※田:43ha+畑:123ha=166ha)	166 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	128 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	105 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	75 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	8.59 ha

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、65歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

南浜・美保野地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、営農法人等、計12経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。
---

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

単一の農業経営ではなく、アスパラガス、ごぼう、じゃがいも、スイートコーン、にんじん、にんにく、ながいも、ねぎ、花き等の複数部門による農業経営並びに、養豚、養鶏等の畜産経営により、地域農業を維持させていく。
--

## (参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
	貸付け	作業委託	売渡
1			
2			
3			
4			
5			
6			
計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

## (留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。  
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。